

バス利用促進券のご使用について

バス利用促進券のご使用に際しては、以下の事項を十分ご理解のうえご使用ください。

○ バス利用促進券とは

- ・ 正規料金の約6割の自己負担額でバスに乗車することができるいわゆる助成券です。

○ 対象路線

- ・ 以下の路線が対象です。

運行事業者	対象路線
淡路交通株式会社	・ 縦貫線（ただし、津名港～下加茂又は洲本車庫前の間） ※ただし、炬の口～下加茂又は洲本車庫前の間で乗車しかつ降車する場合を除く。 ・ 舞子-福良線（ただし、淡路 IC～福良の間） ・ 淡路-徳島線（ただし、洲本 BC～淡路島南 IC の間） ・ 三ノ宮-西浦線（ただし、高田屋嘉兵衛公園～北淡 IC の間）
本四海峡バス株式会社	・ 鮎原線
神姫バス株式会社	・ 三ノ宮-西浦線（ただし、高田屋嘉兵衛公園～北淡 IC の間）

※島外で乗車または降車する場合には利用できません。また、乗車区間が島内バス停の利用促進券であっても、定期券との併用や乗り越し等で、島外で乗車または降車する場合には利用できません。

○ 使用方法

- ・ 利用促進券は10枚綴りとなっています。黒枠で切り離しのうえ、1枚ずつご使用ください。
- ・ 使用時は、利用促進券に記載の利用区間をご確認のうえ、利用促進券と券面に記載の自己負担額（現金または回数券）を支払い下車します。なお、利用促進券使用時も整理券は必要ですので、お取り忘れにご注意ください。

※裏面に利用促進券の見方について解説しています。

○ 使用できる期間（上記の対象区間のみ）

- ・ 令和6年4月1日～令和7年3月31日

○ 使用上の注意点

- ・ 利用促進券は、券面に記載された方以外利用できません。
また、券面に記載された路線、乗車区間（同一路線の同一料金区間は利用可。）しか利用できません。
- ・ やむを得ず乗り越した場合や途中下車する場合は、以下の取扱いとなります。

① 乗り越した場合

利用促進券と自己負担額に加え、乗り越した区間の通常運賃を追加でお支払いいただきます。ただし、島外で乗車または降車する場合には、利用促進券はご利用いただけません。

②途中下車する場合

利用促進券と自己負担額をお支払いただきます。差額の返金はありません。

- ・利用促進券は、以下の制度と併用することができません。

①障害者割引、運転経歴証明書による半額運賃支払い時

②洲本市高齢者移動手段確保事業及び洲本市障害者移動手段確保事業の助成券

○ 禁止事項

- ・利用促進券は、本人以外の使用や複写等を禁止しております。
- ・万が一、本人以外の使用や複写等の不正が発覚した場合、既に使用した分の助成額相当分を返還いただいたうえで、今後の利用促進券の交付を停止します。

○ バス利用促進券の追加交付手続き

- ・バス利用促進券を追加で交付を受けたい場合、改めて申請いただく必要はありません。
- ・追加交付をご希望の方は、①登録番号（交付決定通知に記載）、②氏名、③生年月日、④利用区間、⑤希望枚数を市役所企画課まで電話、メールまたは窓口で追加交付をお申し出ください。利用実績を確認のうえ、追加分を申請時の住所へ郵送させていただきます。（概ね1週間程度）
- ・利用区間の変更、追加の場合は変更申請が必要ですので、市役所窓口にて申請をお願いします。

○ 利用促進券の見方

- ・利用促進券は10枚綴りを基本に交付しています。利用時は、黒枠で切り離しのうえ、1枚ずつご利用ください。
- ・利用促進券には、ホログラムが印刷されており、複写や偽造を防止しています。

※有効期限切れの利用促進券は使用できません。

【乗車区間と路線名】
原則記載された乗車区間（同一料金区間は利用可。）、路線でしか使用できません。

【有効期間】
令和6年4月1日から
令和7年3月31日まで

【自己負担額】
使用時は、区間を確認のうえ、利用促進券に記載された自己負担額をお支払いください。
自己負担額は回数券でもお支払できます。

【助成額】
正規料金×40%（10円未満切捨）の助成を受けることができます。

【利用者名】
記載された方以外は利用できません。

【登録番号】
追加交付の際に必要な登録番号です。

令和6年度 洲本市バス利用促進券(見本)
(令和7年3月31日まで有効)
洲本BC ⇄ 津名港
(縦貫線)
自己負担額 350円
正規料金：大人 570円 220円助成券
利用者名：洲本 太郎 登録番号：00000
発行者 洲本市長[Ⓔ]

お問い合わせ・追加交付の連絡先
洲本市企画課 電話 0799-24-7614（直通） 0799-22-3321（代表）
Email kikaku@city.sumoto.lg.jp